

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)

平成 28 年 4 月 21 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500408号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600005号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月5日の標準賞与額を6万円、同年12月20日の標準賞与額を5万円、平成16年7月8日の標準賞与額を3万円、同年12月4日の標準賞与額を2万5,000円、平成17年7月8日の標準賞与額を2万円、同年12月10日の標準賞与額を7万円に訂正することが必要である。

平成15年7月5日、同年12月20日、平成16年7月8日、同年12月4日、平成17年7月8日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月5日、同年12月20日、平成16年7月8日、同年12月4日、平成17年7月8日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月5日  
② 平成15年12月20日  
③ 平成16年7月8日  
④ 平成16年12月4日  
⑤ 平成17年7月8日  
⑥ 平成17年12月10日

私がA社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑥までについて、賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、各請求期間について標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、B市から提出された請求者の平成16年度、平成17年度及び平成18年度(平成15年、平成16年及び平成17年所得分)に係る「市民税・県民税賦課資料について(回答)」(以下「賦課資料」という。)並びにA社から提出された請求者の平成15

年、平成 16 年及び平成 17 年における各月の給与明細書によると、各年度の賦課資料に記載された給与収入額及び社会保険料は、各年の給与明細書に記載された支給総額の合計額及び社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

また、請求者は、請求期間①から⑥までに係る賞与は 5 万円前後であった旨陳述しているところ、上記賦課資料の給与収入額及び給与明細書の支給総額の合計額の各年における差額は、請求者が記憶している賞与額とおおむね一致している。

さらに、同僚から提出された請求期間①から⑥までに係る賞与明細書には、社会保険料控除額の記載があり、当該控除額により各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から⑥までにおいて、A 社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①から⑥までの標準賞与額については、上記の賦課資料、請求者の給与明細書及び同僚の賞与明細書において推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 6 万円、請求期間②は 5 万円、請求期間③は 3 万円、請求期間④は 2 万 5,000 円、請求期間⑤は 2 万円、請求期間⑥は 7 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 7 月 5 日、同年 12 月 20 日、平成 16 年 7 月 8 日、同年 12 月 4 日、平成 17 年 7 月 8 日及び同年 12 月 10 日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 15 年 7 月 5 日、同年 12 月 20 日、平成 16 年 7 月 8 日、同年 12 月 4 日、平成 17 年 7 月 8 日及び同年 12 月 10 日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500418 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600004 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 12 月 20 日の標準賞与額を 45 万円、平成 16 年 7 月 8 日の標準賞与額を 50 万円、同年 12 月 4 日の標準賞与額を 65 万 3,000 円、平成 17 年 7 月 8 日の標準賞与額を 58 万 5,000 円、同年 12 月 10 日の標準賞与額を 65 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 20 日、平成 16 年 7 月 8 日、同年 12 月 4 日、平成 17 年 7 月 8 日及び同年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 12 月 20 日、平成 16 年 7 月 8 日、同年 12 月 4 日、平成 17 年 7 月 8 日及び同年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 20 日  
② 平成 16 年 7 月 8 日  
③ 平成 16 年 12 月 4 日  
④ 平成 17 年 7 月 8 日  
⑤ 平成 17 年 12 月 10 日

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までについて、賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を所持しているので、調査の上、各請求期間について標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、A 社から、請求期間①は 45 万円、請求期間②は 50 万円、請求期間③は 67 万円、請求期間④は 60 万円及び請求期間⑤は 65 万円の賞与を支給され、請求期間①は 45 万円、請求期間②は 50 万円、請求期間③は 65 万 3,000 円、請求期間④は 58 万 5,000 円及び請求期間⑤は 65 万円の標準賞与

額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑤までの標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は45万円、請求期間②は50万円、請求期間③は65万3,000円、請求期間④は58万5,000円、請求期間⑤は65万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月20日、平成16年7月8日、同年12月4日、平成17年7月8日及び同年12月10日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成15年12月20日、平成16年7月8日、同年12月4日、平成17年7月8日及び同年12月10日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。